

能登半島地震から1年 ～港湾施設等の復旧・復興に向けた取組み～



国土交通省 北陸地方整備局 港湾空港部 港湾空港企画官 倉富 樹一郎

1. はじめに

令和6年1月1日16時10分頃に発生した「令和6年能登半島地震」では、北陸地方整備局管内29港湾全てで震度4以上を観測し、広範囲にわたる液状化被害、能登半島東側での津波発生、能登半島北部の地盤隆起などにより、22港湾において被害が発生しました。特に甚大な被害が生じた能登地域は地理的に陸路でのアクセスに制約がある半島で発生したことから、早急な港湾機能の回復が求められました。

2. 港湾施設等の復旧・復興に向けた取組み

(1) 国土交通省による港湾施設の一部管理と利用可否調査

被災港湾における円滑な物資輸送を確保する観点から、港湾管理者（石川県）からの要請を受け1月2日より港湾法第55条の3の3の規定に基づき国土交通省が能登地域の6港湾（七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港）の港湾施設の一部管理を実施することとしました。

同日よりTEC-FORCEによる係留施設の利用可否調査を行い、同年1月12日まで6港湾の全係留施設の調査を実施し、その結果を国土交通省HPで順次公表しました。

(2) 被災した港湾の応急復旧

利用可否調査により利用可能と判断された係留施設でも、背後用地の沈下や液状化により係留施設へのアクセスが困難な例が複数生じました。そのため、各港湾において災害協定団体により仮設通路設置等の応急対応を行いました。

津波被害のあった飯田港においては、港湾業務艇のマルチビーム測量及び災害協定団体により転覆した船舶や漁具、飛散構造物等を確認したうえで、それらを引き揚げる啓開作業を実施しました。

輪島港では、能登半島地震により地盤の隆起が発生し、輪島港の漁船だまりで、座礁や損傷により約200隻の漁船が身動きの取れない事態が発生しました。そこで、国土交通省及び石川県が連携して、同年11月からのズワイガニ漁の再開等にあわせて、利用を確保しながら段階的な復旧を進めています（図1参照）。

(3) 港湾を活用した被災地支援活動

係留施設の利用可否判断や応急復旧により、七尾港・輪島港・飯田港においては、支援物資の輸送や給水支援等のための支援船が同年1月3日より順次入港を開始しました。

断水が続く被災地への海上保安庁巡視船による給水支援活動、海上自衛隊護衛艦による災害対応隊員への後方支援活動、民間船舶や九州地方整備局「海翔丸」による支援物資・復旧資材輸送等が行われ、3月1日までに輪島港、飯田港、七尾港の3港で延べ142隻の支援船による支援活動が実施されました。他方、1月14日からは防衛省PFI船2隻が七尾港において、被災者の宿泊や応援職員の災害対策拠点として3月末まで活用されました。これらの支援船の円滑な受入体制を構築するために3月1日まで国土交通省が岸壁の利用者調整を行いました。

その後、各港湾の応急復旧により通常貨物等の港湾活動が再開することができました。具体的には、6月からは金沢港から震災前と同様に海上輸送による復旧・復興に向けた重要な資材であるセメントの運搬が再開され、さらに、7月以降順次、宇出津港、飯田港、穴水港、七尾港から、公費解体で大量に発生した災害廃棄物（木くず）の姫川港や新潟港東港への海上輸送



金沢港(6月5日) 石川県のセメント需要の太宗を担う岸壁利用の再開



宇出津港(7月10日) 災害廃棄物(木くず)の海上輸送開始(積み込み状況)



七尾港(9月19日) 「にっぽん丸」が七尾港に寄港(地震後初)



輪島港(11月8日) 地域の生業であるカニ漁の再開

図1 復旧・復興に向けた港湾の利用状況

が開始されました。また、9月には、七尾港にクルーズ船「にっぽん丸」が寄港しました（図1参照）。

(4) 大規模災害復興法に基づく権限代行

石川県知事、富山県知事、七尾市長からの要請を踏まえ、大規模災害復興法に基づき、七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港に加え、伏木富山港、和倉港、和倉港海岸、飯田港海岸、能登空港の災害復旧工事について国が代行することが同年2月1日に決定しました。

七尾市より代行を受けた和倉港・和倉港海岸は、和倉温泉宿泊施設に近接した護岸の倒壊やはらみ出し等により侵食進行が懸念されたことから、被害拡大防止のため防砂シート及び土のう設置による応急復旧を実施、石川県による応急復旧箇所含め7月1日迄に完了しました。

能登半島等の港湾施設の早期復旧に向け、2月19日に「能登半島地震被災港湾施設復旧技術検討会」を設置し、3月25日に「能登半島等における港湾の復旧設計方針」を策定しました。この方針に基づき、各港湾施設の復旧に取り組んでいます。さらに7月4日に「能登半島等における港湾施設の復旧の見通し（目標）」を公表しました（12月23日に更新）。

甚大な被害が発生した輪島港については、5月21日に「輪島港復旧・復興プラン検討会」を設置し、7月12日に短期復旧方針を策定、引き続き中長期復旧方針を今年度中にとりまとめることを目指し検討を進めています。また、和倉港海岸については、各宿泊施設や行政機関等が一体となった「和倉温泉護岸復旧会議」を5月13日に設置し、9月26日に護岸復旧方針をとりまとめました（図2参照）。

他方、地震及び津波により複雑に変形し、被災した飯田港東防波堤については、11月13日に「飯田港東防波堤復旧技術検討会」を設置し、復旧方針及び被災メカニズム解明に向けた検討を進めており、令和7年1月28日の第2回検討会で、当該防波堤の復旧方針をとりまとめました。引き続き検討を進め、今年度中に当該防波堤の被災メカニズムの解明についてとりまとめる予定です。

また、本格復旧工事は、12月2日七尾港大田地区岸壁において能登半島地域の港湾で初めてとなる本格復旧工事の現地着手が行われ、12月中に和倉温泉の護岸の復旧工事等、計5件の工事について現地着手しました（図3参照）。

さらに、12月23日に、石川県とともに、「令和6

年能登半島地震からの港湾・海岸・空港の復旧・復興方針」（※）を公表し、この方針に基づき、早期の復旧・復興に向けて取り組みを進めています。

【当該復旧・復興方針（※）の概要】

- 地域経済再生や生業再建に資する係留施設について、利用を確保しながら段階的に復旧工事を進め、令和7年度末までの完成を目指す。
- 輪島港においては、これまでに前例のない地盤隆起や、日本海の冬季波浪等における厳しい条件下での復旧・復興が必要となる。そのような状況を踏まえ、奥能登地域の水産業の復興に資するため、段階的に供用させながら令和8年度中を目途に可能な限り早期の完成を目指す。
- 和倉温泉の護岸は、背後にある旅館の再建と歩調を合わせつつ、令和8年度中を目途に可能な限り早期の完成を目指す。
- 能登空港の滑走路等の主要な施設については、利用を確保しながら工事を進め、令和7年度末までの完成を目指す。等

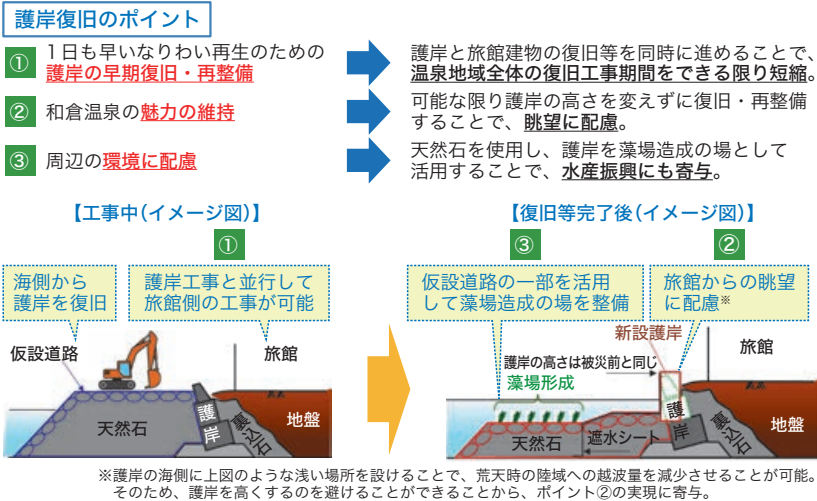


図2 和倉温泉護岸復旧方針(概要)

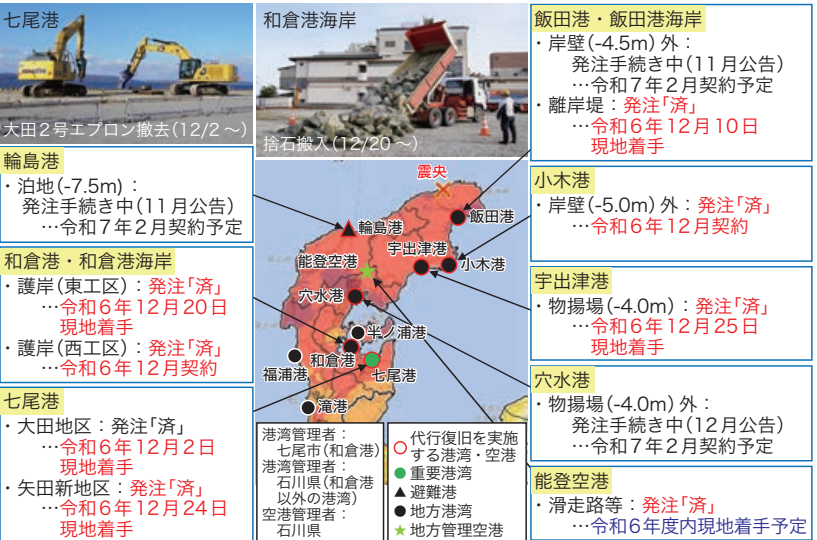


図3 能登半島地域において被災した港湾等の取組状況(令和6年12月末時点)